

はじめに

2021年2月、当時旭川市立中学校2年生であった廣瀬爽彩さんが、冬季の旭川における夕刻の時間帯に、軽装で屋外に出、そのまま帰らぬ人となってしまったという痛ましい出来事が生じた。

本件については、2021年6月以降、旭川市いじめ防止等対策委員会によるいじめ防止対策推進法第28条に基づくいじめの重大事態調査がされ、2022年9月、調査報告書が提出された。同月、旭川市いじめ事件被害者遺族弁護団から旭川市長に対し、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査を要望する所見書が提出され、あらたに旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「当委員会」）が設置され、2022年12月以降、再調査を行った。

当委員会は、その結果として本報告書を提出するものであるが、調査結果の報告に先立ち、何よりもまず、廣瀬爽彩さんのご冥福を心よりお祈りする。新たにご遺族から提供頂いた資料の検証も含む当委員会としての調査の過程において、発達上の特性を有していた廣瀬爽彩さんが、学業や絵画などに素晴らしい才能を持ち、張り切って中学校生活を開始したものの、クラス内での疎外感等からクラス外の人間関係を「居場所」として希求するようになり、最終的には自らの性を差し出してまでもそこに仲間として「在る」ことを求めた結果、心の深層に深い傷を負い、強い自責の念と共に繰り返し辛い記憶がフラッシュバックされることで、追い詰められていった経過がつぶさに感じ取れた。

学校で学ぶ児童生徒の一定割合は発達上の特性を有しており、そのような児童生徒が他の児童生徒から「違い」を揶揄されたり、理解できないとして遠ざけられたりすることはどこの学校でも起こり得ることである。そのような場合に、その場所・人間関係の下では生きづらいつと感じた児童生徒が他の場所・人間関係に救いを求め、そこに居たいと願うあまり、自ら

が傷付く結果となり得るとしても意にそわぬ行為をしてしまうということもまた、どこでも起こり得ることである。ことに思春期の異性間において、「性」は当然大きな興味関心の対象であり、性的な話題を拒否せず、むしろ積極的に（と見える態様で）乗って来る相手に対し、性的な要求を行い、相手がそれにも応じるとみるやその要求をさらにエスカレートさせていく、といったことも、どこでも起こり得ることである。デジタルネイティブ世代である今の児童生徒にとって、インターネットは生まれたときから身近にあるツールであり、そこに一旦流れた画像は「完全に消す」ことができないものであることや、後に相手に悪意に利用されかねないこと、場合によっては自らの罪になり得ることなどを十分理解せず、ただ求められるがままに、性的画像などを提供してしまうということは、しばしば起こることである。

廣瀬爽彩さんに起きたことは、決して、廣瀬爽彩さんや関係生徒の特殊性において生じたことではなく、児童生徒の関係性においてどこでも起こり得ることであることを、当委員会としては、強く述べておきたい。

また当委員会として、再調査に当たり協力頂いた全ての方に対し、感謝を申し上げる。本件は、廣瀬爽彩さんが転校後間もない時点で雑誌に記事が掲載され、その後もマスコミの関心を集め、インターネットでも様々な記事が飛び交った。中には事実と異なる記載なども多くあり、ことにインターネットでは、個人名や写真を晒し、いわれなき非難を繰り返すようなものも散見される。このことは誠に遺憾であり、当委員会としても厳重に抗議したい。インターネットの匿名性を隠れ蓑とし、陰から個人を攻撃するようなことは、何の解決にもならない。痛ましい出来事を正面から捉え、二度と繰り返さぬためどのようなことができるかを、関わった者すべてがそれぞれ真摯に検討することこそ重要なのであって、自ら責めを負う立場にない第三者による身勝手な個人攻撃は断じて許されるべきではない。

このような状況下にありながらも、新たな資料の提供や、数度にわたる

聞き取りに応じて頂いたご遺族及び代理人、また、当委員会の聴取要請に応じて下さった全ての方に、心より感謝する。個人の特定は勿論控えるが、聴取要請（書面要請を含む）に応じて下さった方の中には、関係児童生徒を含む児童生徒が複数名あった。時間が経った後で、しかもこのように世間が騒がしい中で、要請に応じることはとても勇気が要ることであったと思う。それでも要請に応じて下さったのは、本件に真摯に向き合おうとする姿勢そのものであると感じ、当委員会として、大変有難かった。

再調査に時間を要したことは当委員会としての反省点であるが、それでも当委員会としては、残された資料と、新たな聴取等で判明した事実を踏まえ、可能な限りの事実認定と評価を行ったものである。

子どもたちが自ら最悪の結果を選ぶことがないように、本報告書が再発防止の一石となることを切に願う。